成蹊大学
安全保障輸出管理ガイドブック

第 2 版

（2020 年 4 月）

目　次

Ⅰ 「安全保障輸出管理」とは …… 2
1. 規制の内容
◇ リスト規制
◇ キャッチオール規制
● 大量破壊兵器キャッチオール規制
● 通常兵器キャッチオール規制
2. 該非判定 ・
3. 研究活動で規制の対象となりうる事例

Ⅱ 成蹊大学における輸出管理体制と学内手続の流れ …… 3
1. 輸出管理体制
2. 学内手続の流れ

Ⅲ 輸出管理の手続フロー（貨物・技術） …… 4

Ⅳ 研究者・留学生等受入の手続フロー …… 5

Ⅴ 輸出管理の学内手続（手順） …… 6
1. 輸出者（教員等）が行う事前確認 1（様式Ⅰ-1-①）
（1） 例外規定チェック
（2） リスト規制該当チェック
（3） グループ A（輸出令別表 3 の国・地域）チェック
2. 輸出者（教員等）が行う事前確認 2（様式Ⅰ-2）
3. 該非判定（様式Ⅱ）
4. 取引審査（様式Ⅲ）

Ⅵ 研究者・留学生等受入れの学内手続（手順） …… 8
1. 受入者（教員等）が行う事前確認 1（様式Ⅰ-1-②）
（1） 居住者・非居住者等のチェック
（2） 例外規定チェック
（3） リスト規制該当チェック
（4） 出身国のチェック
（5） 受入者の業績・技術（研究）の用途のチェック
2. 該非判定（様式Ⅱ）・取引審査（様式Ⅲ）

表1 リスト規制対象貨物一覧 …… 9
表2 兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 …… 10
表3 輸出令別表第1の1の項の中欄（通常兵器） …… 11

◇ 相談・問合せ・関連リンク …… 11

Ⅰ 「安全保障輸出管理」とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事目的に利用可能な貨物(装置・試料等)及び技術を、核兵器等の大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等の手に渡ることを防ぐための管理制度です。

日本においては、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づいて、安全保障輸出管理の規制が行われています。

1. 規制の内容

安全保障輸出管理に関する規制には以下の2種類があり、貨物の輸出や技術の提供を行おうとする相手(国、機関等)により適用される規制が異なります。

◇ リスト規制

すべての国を対象に、輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令(輸出令)別表1の1～15の項に該当する場合又は提供しようとする技術が外国為替令(外為令)別表の1～15の項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。

◇ キャッチオール規制

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、リスト規制に該当しない場合でも、定められた要件に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。キャッチオール規制には、以下の 2 種類の規制があります。

- **大量破壊兵器キャッチオール規制**
  グループ A(ガイドブックⅤ-1-(3)参照)以外の国へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術が「需要者(相手)」や「用途」からみて大量破壊兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。
- **通常兵器キャッチオール規制**
  国連武器禁輸国・地域(ガイドブックⅤ-2の※2参照)へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の用途からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。

2. 該非判定

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物・技術が経済産業大臣の許可を必要とする**「リスト規制」**に該当する貨物・技術か否かの判定を行うことをいいます。本学では、各自が行ったリスト規制該当チェックで「該当」又は「その可能性」がある場合に、該非判定を行います。

3. 研究活動で規制の対象となりうる事例

研究活動等	対象となりうる事例
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与、送付・持ち出し、技術情報の電子メール・FAX 等での提供
海外出張・研修	研究機材の携行、研究試料等の送付・持出し、技術情報の入ったパソコン・USB メモリの送付・持参
研究員・留学生等の受入	実験装置の使用・試作、技術情報の電子メール・FAX 等での提供、研究指導、技術指導
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容・装置の説明、説明資料配付

Ⅱ　成蹊大学における輸出管理体制と学内手続の流れ

1. 輸出管理体制

本学では、学長を最高責任者とした全学的な安全保障輸出管理体制をとっています（下図参照）。最高責任者の下、安全保障輸出管理統括責任者（研究担当の副学長、以下「統括責任者」という。）が本学における輸出管理の業務を統括し、その下で安全保障輸出管理責任者（各部局の長、以下「管理責任者」という）が各部局の輸出管理を行います。

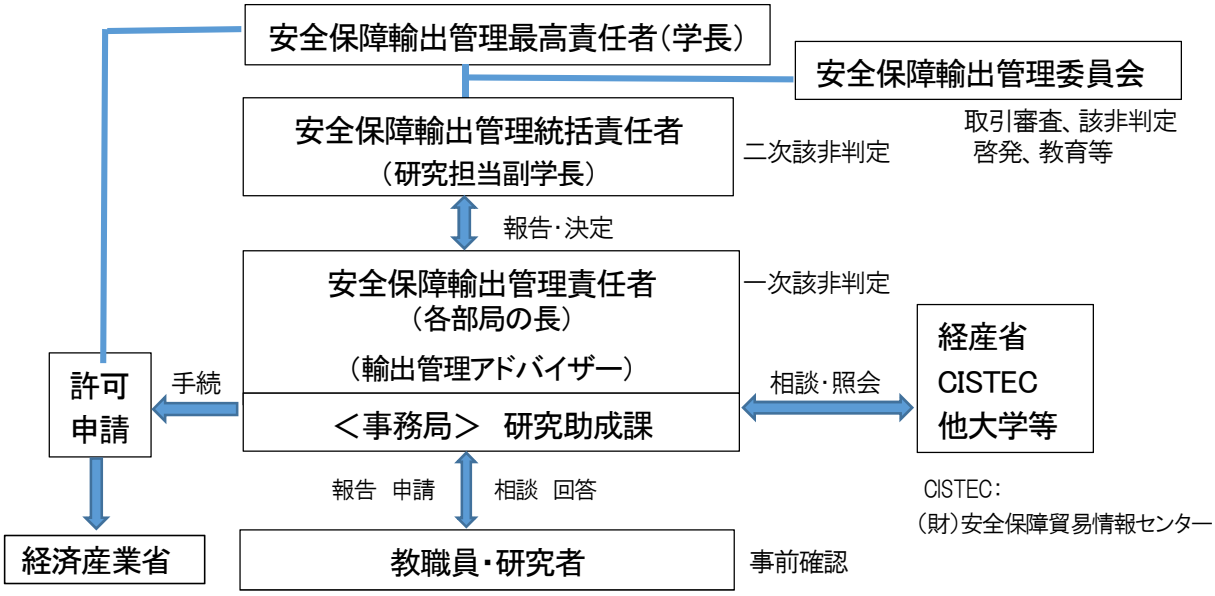

2. 学内手続の流れ

本学では、安全保障輸出管理の学内手続として、まず、輸出をしようとする教員等が「事前確認チェックシート（様式Ⅰ-1）」によりリスト規制に該当する貨物・技術かを確認します。リスト規制に該当の懸念がない場合は、グループＡチェックを行い、グループＡに該当しない場合はキャッチオール規制のチェックを行います。リスト規制に該当の懸念がある場合は該非判定（様式Ⅱ）を申請します。

キャッチオール規制に該当する懸念がある場合又は該非判定で該当と判定された場合は、取引審査（様式Ⅲ）を申請し、安全保障管理委員会で審査します。その結果、懸念あり又は該当の場合は、経済産業大臣へ許可申請を行います。

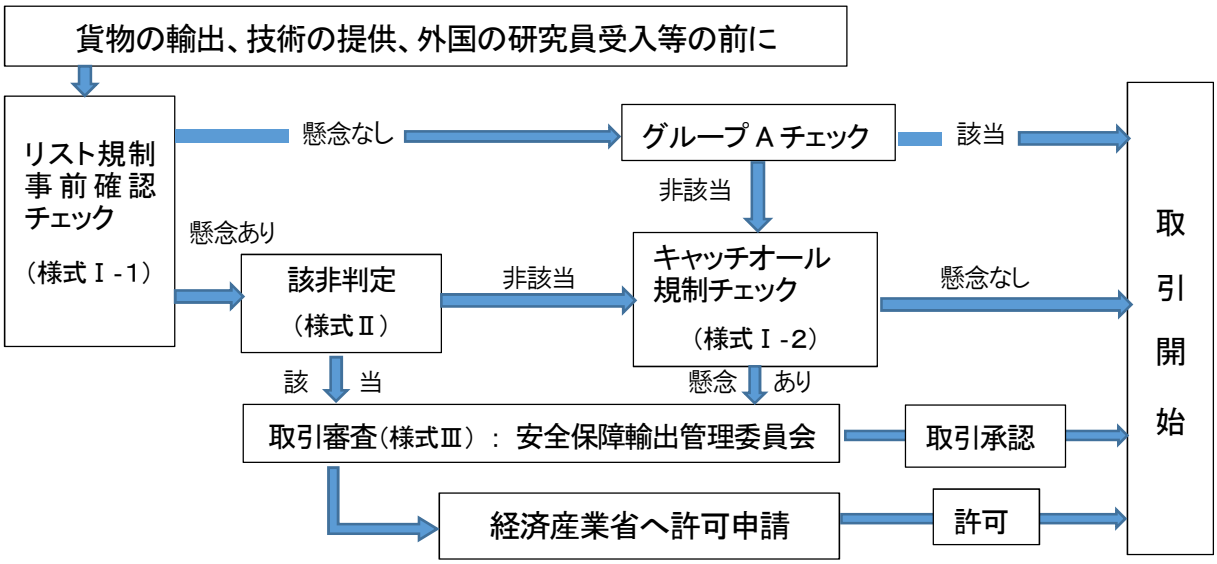

Ⅲ　輸出管理の手続フロー（貨物・技術）

安全保障輸出管理の手続フロー（貨物・技術）

海外出張・研修等で、外国に貨物（研究機器等）を輸出（持参）したり、海外の研究機関との共同研究等で技術提供を行う場合、事前に手続を行ってください。

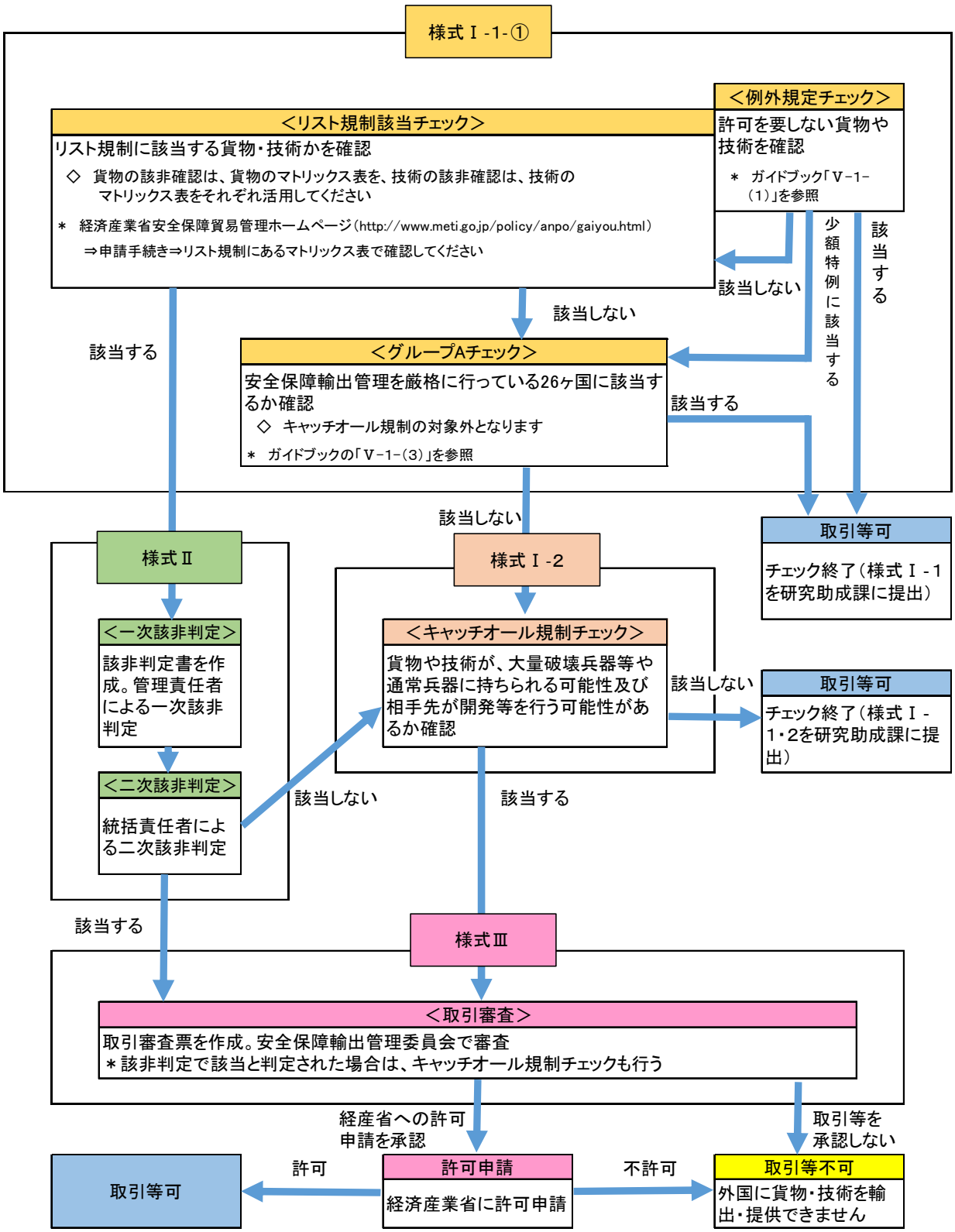

Ⅳ　研究者・留学生等受入の手続フロー

外国からの研究者や留学生等への受入回答をする前に、手続を行ってください。

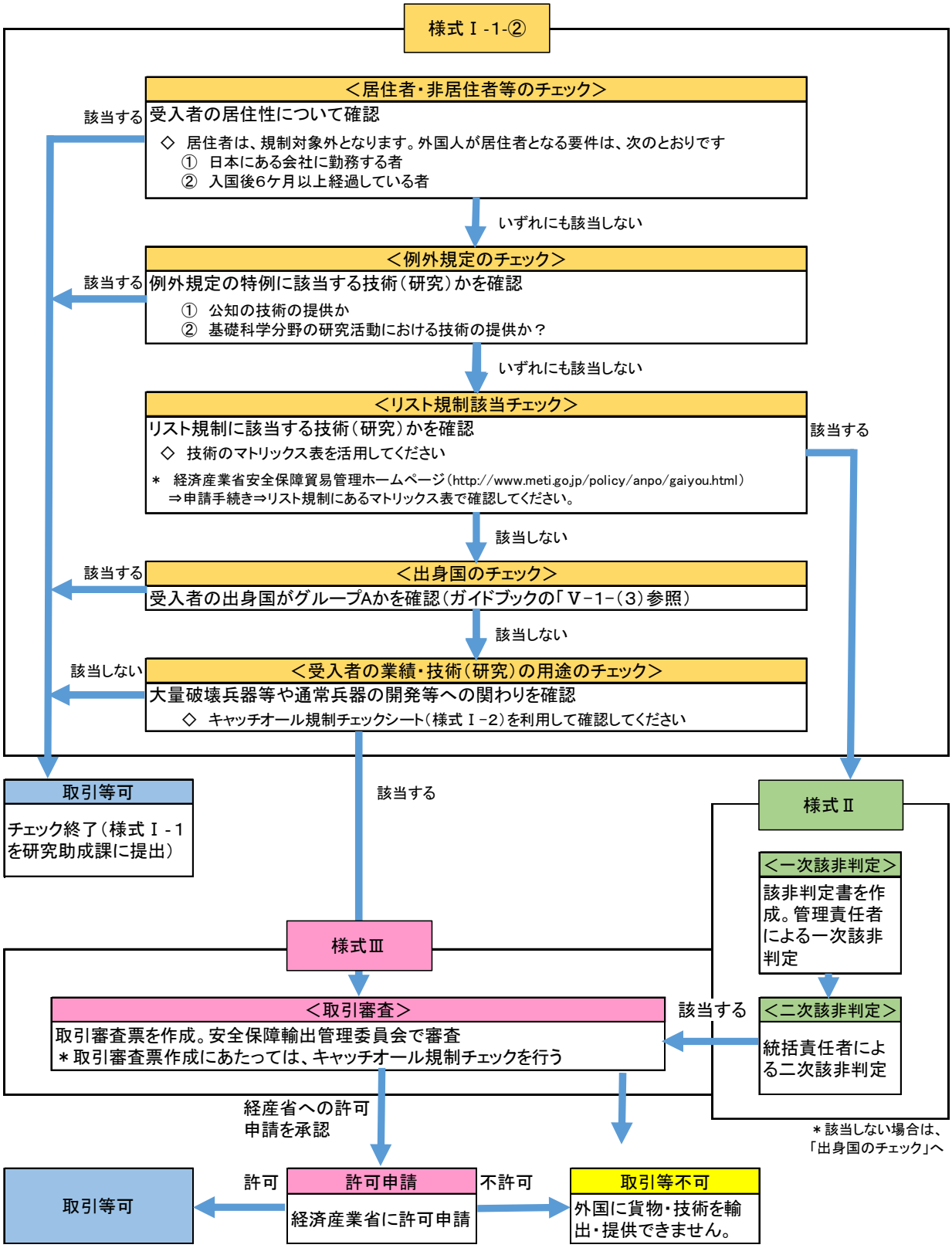

Ⅴ　輸出管理の学内手続（手順）

1．輸出者（教員等）が行う事前確認　1（様式Ⅰ-1-①）

（1）　**例外規定チェック**　：　外国に貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物・技術が**「リスト規制」**の対象となるものか確認してください。確認する際には、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html）　⇒　申請手続き　⇒　例外規定／貨物の特例、　例外規定／技術の特例を参照してください。対象となれば、これで確認手続は終了です。ただし、少額特例については、対象となっても（3）のグループＡのチェックに進んでください。

＜主な特例＞

①　貨物の輸出の特例

特　　例	事例　・　注意点等
◇　無償特例 無償で輸入し無償で返送する貨物又は後日無償で輸入する予定で無償で輸出する貨物	・わが国において開催された博覧会等に外国から出品された貨物であって終了後返送されるもの ・自己使用で持ち帰るパソコン・タブレット等
◇　少額特例 一定範囲の貨物の中で、貨物の種類ごとに定められた一定価格以下の貨物	・項番、貨物品目ごとに5万円、100万円、適用されないものがあります。 ・提供先が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）の場合は、この特例は適用されません。
◇　部分品特例 輸出しようとする貨物のごく一部として、規制対象となる貨物が組み込まれている場合	・部分品が当該貨物の価格の10%以下等の場合

②　技術の提供の特例

特　　例	事例　又は注意点
◇　公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引	・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク等により、すでに不特定多数の者に対して公開されている技術の提供 ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術提供する取引 ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術提供 ・ソースコードが公開されているプログラムの提供 ・学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引
◇　基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引	・基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的にした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの
◇　必要最小限の技術	・工業所有権の出願・登録に必要な最小限の技術 ・プログラムの提供に付随する必要最小限の技術 ・貨物の輸出に付随する必要最小限の技術 ・市販のプログラムに関する取引

（2）　**リスト規制該当チェック**　：　上述の「特例」に該当しない場合は、当該貨物・技術が経済産業大臣の許可を必要とする**「リスト規制」**に該当するか否かを確認してください。判定を行う際には、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html）　⇒　申請手続き　⇒　リスト規制のページに掲載されている、「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」に従って確認してください。

「リスト規制」に該当する又は可能性があると思われる場合は、「3．該非判定」に進んでください。該当しない場合は、次の（3）に進んでください。

（3） グループＡチェック ：「リスト規制」に該当しない場合は、相手先の国が「グループＡ*」に該当するか確認してください。相手先の国が「グループＡ」に該当する場合は、これで確認手続は終了です。該当しない場合は、次の「キャッチオール規制」のチェックに進んでください。

＊「グループＡ」とは、安全保障輸出管理が適正に行われていると認められている次の国（26 カ国）をさします。

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ルクセンブルク

2. 輸出者（教員等）が行う事前確認 2（様式Ⅰ-2）

「キャッチオール規制」のチェックは、様式Ⅰ－2の「キャッチオール規制チェックリスト」で行います。
該当しない若しくは懸念がない場合は、これで確認手続は終了です。
該当若しくは懸念がある場合は、管理責任者に「取引審査」を申請してください。

□ 大量破壊兵器キャッチオール規制

グループＡ以外の全地域が対象

貨物や技術の「用途」と「需要者」からみて、大量破壊兵器の開発などに用いられる懸念がある場合に規制されます。次の点について確認が必要です。

＊需要者：「外国ユーザーリスト※1」掲載の国・機関・分野か
＊用途　：「大量破兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物」か（表2-1参照）
＊開発等の可能性
＊インフォーム要件※3が付されているか

□ 通常兵器キャッチオール規制

国連武器禁輸国・地域※2が対象 → 貨物や技術の「用途」からみて、通常兵器の開発などに用いられる懸念がある場合に規制されます。次の点について確認が必要です。

＊用途　：「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物」か（表2-1参照）
＊用途に用いられる可能性
＊インフォーム要件※3が付されているか

国連武器禁輸国・地域、グループＡを除く全地域が対象 → これらの国・地域にいては、インフォーム要件※3のみ確認が必要です。

※1 「外国ユーザーリスト」とは、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織（大学・研究機関含む）を経済産業省が公表しているリストです。リスト掲載企業・組織への貨物の輸出や技術提供する場合、その貨物・技術の相手先での用途が指定されている懸念区分に対応するものであるかどうかの確認が必要になります。
・外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織が属する国（2020 年 5 月現在）
アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、イエメン、エジプト
☆ 最新のリストや懸念区分等の詳細は、経産省安全保障貿易管理ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo）⇒キャッチオール規制 ⇒ 「外国ユーザーリスト」を参照（年1回は改訂されるので、手続時には要確認）
※2 国連武器禁輸国・地域（10カ国・地域）
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
※3 インフォーム要件とは、経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けたもの。

３．該非判定（様式Ⅱ）

「リスト規制」に該当又は可能性があると思われる場合は、様式Ⅱの「該非判定書」を作成し、管理責任者に該非判定を申請してください。管理責任者は、一次該非判定を行い、その結果を基に統括責任者が二次該非判定を行います。「該当」と判定された場合は、「取引審査票」を作成し、安全保障輸出管理委員会に提出してください。

「非該当」と判定された場合は、上述の**「キャッチオール規制」**のチェックに進んでください。

４．取引審査（様式Ⅲ）

該非判定で「該当」と判定された場合又はキャッチオール規制に該当若しくは懸念がある場合は、「取引審査票」を安全保障輸出管理委員会に提出し、取引の可否の審査を受けなければなりません。安全保障輸出管理委員会が、経済産業大臣の許可が必要と承認した場合は、経済産業省に許可申請を行います。

教員等の輸出者は、経済産業省の許可が出るまで取引を行ってはいけません。また、安全保障輸出管理委員会で取引が承認されなかった場合も取引を行ってはいけません。

Ⅵ　研究者・留学生等受入れの学内手続（手順）

１．受入者（教員等）が行う事前確認　１（様式Ⅰ-1-②）

（1）　**居住者・非居住者等のチェック**　：　外国から研究者や留学生等を受入れる場合に、居住性の該非を確認してください。居住者であれば、これで確認手続は終了です。

＊外国人が居住者となる要件　：　①日本にある会社に勤務する者　②入国後6カ月以上経過している者

（2）　**例外規定チェック**　：　技術（研究）が**「リスト規制」**の対象外となるものか確認してください。確認する際には、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html）⇒　申請手続き　⇒　例外規定／例外規定／技術の特例を参照してください。対象となれば、　これで確認手続は終了です。

（3）　**リスト規制該当チェック**　：　**技術（研究）が「リスト規制」**に該当するか否かを確認してください。確認する際には、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ　⇒　申請手続き　⇒　リスト規制のページに掲載されている、「技術のマトリックス表」に従って確認してください。

「リスト規制」に該当する又は可能性があると思われる場合は、管理責任者に「該非判定」を申請してください。リスト規制に「該当しない」場合は、次の（4）に進んでください。

（4）　**出身国のチェック**　：　研究者等の出身国が、グループＡか確認してください。該当する場合は、これで確認手続終了です。

（5）　**受入者の業績・技術（研究）の用途のチェック**　：　受入者が大量破壊兵器等の開発等を行っている（いた）か、本学での研究が大量破壊兵器等や通常兵器の開発に用いられる懸念があるかなどについて確認してください。確認にあたっては、様式Ⅰ－2の「キャッチオール規制チェックリスト」を利用してください。該当しない若しくは懸念がない場合は、これで確認手続は終了です。該当若しくは懸念がある場合は、「取引審査票」を作成し、安全保障輸出管理委員会に提出してください。

2. 該非判定（様式Ⅱ）・取引審査（様式Ⅲ）

該非判定と取引審査の手順については、前述のⅤ-3及びⅤ-4を参照してください。

表1 リスト規制対象貨物一覧

リスト規制の対象となる「輸出貿易管理令別表第1」の貨物のリストです。経済産業省安全保障貿易管理のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html）⇒申請手続き⇒ リスト規制⇒貨物のマトリックス表で品目ごとに規制されている仕様や機能のスペックが確認できます。

2020年１月22日改正

項番	規制対象品目
1 武器	
（1）	銃砲・銃砲弾等
（2）	爆発物・発射装置等
（3）	火薬類・軍用燃料
（4）	火薬又は爆薬の安定剤
（5）	指向性エネルギー兵器等
（6）	運動エネルギー兵器等
（7）	軍用車両・軍用仮設橋等
（8）	軍用船舶等
（9）	軍用航空機等
（10）	防潜網・魚雷防御網他
（11）	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等
（12）	軍用探照灯・制御装置
（13）	軍用細菌製剤・化学製剤等
（13）の2	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物
（14）	軍用化学製剤用細胞株他
（15）	軍用火薬類の製造・試験装置等
（16）	兵器製造用機械装置等
（17）	軍用人工衛星又はその部分品
2 原子力	
（1）	核燃料物質・核原料物質
（2）	原子炉・原子炉用発電装置等
（3）	重水素・重水素化合物
（4）	人造黒鉛
（5）	核燃料物質分離再生装置等
（6）	リチウム同位元素分離用装置等
（7）	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等
（8）	周波数変換器等
（9）	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属
（10）	重水素・重水素化合物の製造装置等
（10）の2	ウラン・プルトニウム製造用装置等
（11）	しごきスピニング加工機等
（12）	1 数値制御工作機械 2 測定装置

項番	規制対象品目
（13）	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部品等等
（14）	アイソスタチックプレス等
（15）	ロボット等
（16）	振動試験装置等
（17）	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
（18）	ベリリウム
（19）	核兵器起爆用アルファ線源用物質
（20）	ほう素10
（21）	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
（22）	るつぼ
（23）	ハフニウム
（24）	リチウム
（25）	タングステン
（26）	ジルコニウム
（27）	ふっ素製造用電解槽
（28）	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
（29）	遠心力式釣合試験機
（30）	フィラメントワインディング装置等
（31）	レーザー発振器
（32）	質量分析計・イオン源
（33）	圧力計・ベローズ弁
（34）	ソレイノイドコイル形超伝導電磁石
（35）	真空ポンプ
（35）の2	スクロール型圧縮機等
（36）	直流電源装置
（37）	電子加速器・エックス線装置
（38）	衝撃試験機
（39）	高速度撮影が可能なカメラ等
（40）	干渉計・圧力測定器・圧力変換器
（41）	核兵器起爆（試験）用物質
（42）	光電子増倍管
（43）	中性子発生装置
（44）	遠隔操作のマニピュレーター
（45）	放射線遮蔽窓・窓枠
（46）	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ
（47）	トリチウム
（48）	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等

項番	規制対象品目
（49）	白金触媒
（50）	ヘリウム3
（51）	ヘリウム等の一次製品
（52）	防爆構造の容器
3 化学兵器	
（1）	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料
（2）	化学製剤用製造機械装置等
3の2 生物兵器	
（1）	軍用細菌製剤の原料
（2）	細菌製剤用製造装置等
（3）	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立部品等
4 ミサイル	
（1）	ロケット・製造装置等
（1）の2	無人航空機（UAV）・製造装置等
（2）	ロケット誘導装置・試験装置等
（3）	推進装置等
（4）	しごきスピニング加工機等
（5）	サーボ弁・ポンプ・ガスタービン
（5）の2	ポンプに使用できる軸受
（6）	推進薬・原料
（7）	推進薬の製造・試験装置等
（8）	粉粒体用混合機等
（9）	ジェットミル・粉末金属製造装置等
（10）	複合材用製造装置等
（11）	ノズル
（12）	ノズル・再突入機先端部製造装置他
（13）	アイソスタッチクプレス・制御装置
（14）	複合材料の炉・制御装置
（15）	ロケット・UAV用構造材料
（16）	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
（17）	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他

項番	規制対象品目
（18）	アビオニクス装置等
（18）の2	ロケット・UAV用熱電池
（19）	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
（20）	ロケット・UAV発射台・支援装置
（21）	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
（22）	ロケット搭載用電子計算機
（23）	ロケット・UAV用A/D変換器
（24）	振動試験装置等・空気力学試験装置・燃焼試験装置他
（24）の2	ロケット設計用電子計算機
（25）	音波・電波・光の減少材料・装置
（26）	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム
5 先端材料	
（1）	ふっ素化合物製品
（2）	（削除）
（3）	芳香族ポリイミド製品
（4）	チタン・アルミニウム合金成形工具
（5）	チタン・ニッケルなどの合金・粉・製造装置等
（6）	金属製磁性材料
（7）	ウランチタン合金・タングステン合金
（8）	超電導材料
（9）	（削除）
（10）	潤滑剤
（11）	振動防止用液体
（12）	冷媒用液体
（13）	セラミックの粉末
（14）	セラミック複合材料
（15）	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他
（16）	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他
（17）	フッ化ポリイミド等
（18）	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
（19）	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他

項番	規制対象品目
6 材料加工	
（1）	軸受等
（2）	数値制御工作機械
（3）	歯車製造用工作機械等
（4）	アイソスタチックプレス等
（5）	コーティング装置等
（6）	測定装置等
（7）	ロボット等
（8）	フィードバック装置他
（9）	絞りスピニング加工機
7 エレクトロニクス	
（1）	集積回路
（2）	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
（3）	信号処理装置等
（4）	超電導材料を用いた装置
（5）	超電導電磁石
（6）	一次セル、二次セル・太陽電池セル
（7）	高電圧用コンデンサ
（8）	エンコーダ又はその部分品
（8）の2	サイリスターデバイスサイリスターモジュール
（8）の3	電力制御用半導体素子
（8）の4	光変調器
（9）	サンプリングオシロスコープ
（10）	アナログデジタル変換器
（11）	デジタル方式の記録装置
（12）	信号発生器
（13）	周波数分析器
（14）	ネットワークアナライザー
（15）	原子周波数標準器
（15）の2	スプレー冷却方式の熱制御装置
（16）	半導体製造装置等
（17）	マスク・レチクル等
（17）の2	マスク製造基材

項番	規制対象品目
（18）	半導体基板
（19）	レジスト
（20）	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物燐・砒素他の有機化合物
（21）	燐、砒素・アンチモンの水素化物
（22）	炭化けい素等
（23）	多結晶の基盤
8 電子計算機	
（1）	電子計算機等
9 通信	
（1）	伝送通信装置等
（2）	電子交換装置
（3）	通信用光ファイバー
（4）	＜削除＞
（5）	フェーズドアレーアンテナ
（5）の2	監視用方向探知器等
（5）の3	無線通信傍受装置等
（5）の4	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
（5）の5	インターネット通信監視装置等
（6）	（1）から（3）、（5）から（5の5）までの設計・製造装置等
（7）	暗号装置等
（8）	情報伝達信号漏えい防止装置等
（9）	（削除）
（10）	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等
（11）	（7）～（10）の設計・製造・測定装置他
10 センサー等	
（1）	水中探知装置等
（2）	光検出器・冷却器等
（3）	センサー用の光ファイバー
（4）	電子式のカメラ等
（5）	反射鏡

項番	規制対象品目
（6）	宇宙用光学部品等
（7）	光学器械又は光学部品の制御装置
（7）の2	非球面光学素子
（8）の2	レーザーマイクロフォン
（9）	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
（9）の2	水中検知装置
（10）	重力計・重力勾配計
（11）	レーダー等
（11）の2	光センサー製造用マスク・レチクル
（12）	光反射率測定装置他
（13）	重力計製造装置・校正装置
（14）	光検出器・光学部品材料物質他
11 航法装置	
（1）	加速度計等
（2）	ジャイロスコープ等
（3）	慣性航行装置
（4）	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等
（4）の2	水中ソナー航法装置等
（5）	（1）から（4の2）までの試験・製造装置他
12 海洋関連	
（1）	潜水艦
（2）	船舶の部分品・附属装置
（3）	水中回収装置
（4）	水中用の照明装置
（5）	水中ロボット
（6）	密閉動力装置
（7）	回流水槽
（8）	浮力材
（9）	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
（10）	妨害用水中音響装置

項番	規制対象品目
13 推進装置	
（1）	ガスタービンエンジン等
（2）の2	人工衛星等の制御装置
（3）	ロケット推進装置等
（4）	無人航空機等
（5）	（1）から（4）、15の（10）の試験装置・測定装置・検査装置等
14 その他	
（1）	粉末状の金属燃料
（2）	火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質
（3）	ディーゼルエンジン等
（4）	＜削除＞
（5）	自給式潜水用具等
（6）	航空機輸送土木機械等
（7）	ロボット・制御装置等
（8）	電気制動シャッター
（9）	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
（10）	簡易爆発装置等
（11）	爆発物探知装置
15 機微品目	
（1）	無機繊維他を用いた成型品
（2）	電波の吸収材・導電性高分子
（3）	核熱源物質
（4）	デジタル伝送通信装置等
（4）の2	簡易爆発装置の妨害装置
（5）	水中探知装置等
（6）	宇宙用光検出器
（7）	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
（8）	潜水艇
（9）	船舶用防音装置
（10）	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等

表2　兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

経済産業省安全保障貿易管理のホームページ(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html) ⇒ 安全保障貿易の概要 ⇒ キャッチオール規制 ⇒ (※7)通常兵器の(注A)及び(注B)に掲載されています。

表2-1. 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(平成24･03･23貿局第1号 輸出注意事項24第24号)より抜粋)より

品　　目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維･ガラス繊維･アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計･圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品　　目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物･化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物･化学兵器

◇　大量破壊兵器キャッチオール規制チェック時に、提供する貨物や技術が上表の内容と一致するか否か確認してください。

表2-2. 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(20130909貿局第10号 輸出注意事項25第27号)1.(3)2)より抜粋)

1. ニッケル合金又はチタン合金
2. 焼結磁石
3. 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
4. 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルーブチルを含むもの
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
6. 軸受又はその部分品
7. 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品

イ 数値制御を行うことができる工作機械

ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。)

ハ 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)

8. 二次セル
9. 波形記憶装置
10. 電子部品実装ロボット
11. 電子計算機又はその部分品
12. 伝送通信装置又はその部分品
13. フェーズドアレーアンテナ
14. 通信妨害装置又はその部分品
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
17. センサー用の光ファイバー
18. レーザー発振器又はその部分品
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品
20. 重力計
21. レーダー又はその部分品
22. 加速度計又はその部分品
23. ジャイロスコープ又はその部分品
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
26. 水中用のカメラ又はその附属装置
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
29. ガスタービンエンジン又はその部分品
30. ロケット推進装置又はその部分品
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
32. 航空機又はその部分品
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
34. フラッシュ放電型のエックス線装置

表3　輸出令別表第1の1の項の中欄（通常兵器）

（一）　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの付属品又はこれらの部分品
（二）　爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
（三）　火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
（四）　火薬又は爆薬の安定剤
（五）　指向性エネルギー兵器又はその部分品
（七）　軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
（八）　軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
（九）　軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
（十）　防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
（十一）　装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
（十二）　軍用探照灯又はその制御装置
（十三）　軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
（十三の二）　軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
（十四）　軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
（十五）　軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
（十六）　兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
（十七）　軍用人工衛星又はその部分品

◇　相談・問合せ・関連リンク

＜相談・問合せ＞

研究助成課　安全保障輸出管理窓口　TEL　0422-37-3705

＜関連リンク＞

安全保障貿易情報センター（CISTEC）　http://www.cistec.or.jp/
企業等の自主輸出管理を促進する民間の非営利総合推進機関。
輸出管理に関する法令情報、地域情報（CHASER）等を確認する事ができます

経済産業省　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
制度の概要や法令解釈についてのお問い合わせ HP へのご意見
【安全保障貿易管理課】 TEL:03-3501-2800

申請手続、キャッチオール事前相談についてのお問い合わせ
【安全保障貿易審査課】 TEL:03-3501-2801

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）についてのご相談不正輸出のご連絡
【安全保障貿易検査官室】 TEL:03-3501-2841

安全保障に係る輸出管理以外のお問い合わせ
【安全保障貿易管理課】 TEL:03-3501-0538

安全保障貿易管理についての一般的なお問い合わせ
【安全保障貿易案内窓口】 TEL:03-3501-3679

産学連携学会（大学における安全保障輸出管理に関するガイドライン）
http://j-sip.org/info/anzenhosho.html

JETRO（輸出入・海外進出の実務）　http://www.jetro.go.jp/world/japan/#